

別表

障害者控除対象者認定基準

区 分			介 護 情 報		
			介 護 度	日常生活自立度	
控 除 区 分	障 害 区 分			障害高齢者	認知症高齢者
認 定 内 容	障 害 者	1 知的障害者 (軽度・中度)に準ず	要支援1・2 要介護1～3	/	I・II
		2 身体障害者 (3級～6級)に準ず	要支援1・2 要介護1～3	J・A	/
	特別障害者	1 知的障害者 (重度)に準ず	要介護4・5	/	III・IV・M
		2 身体障害者 (1級・2級)に準ず	要介護4・5	B	/
		3 寝たきり老人	要介護4・5	C	/

- 1 介護度とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年4月30日厚生省令第58号）」による要支援又は要介護認定基準をいう。
- 2 障害高齢者の日常生活自立度とは、「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準（平成3年11月18日厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知）」によるランクをいう。
- 3 「認知症高齢者の日常生活自立度」とは、「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日厚生省老人保健福祉局長通知）」によるランクをいう。
- 4 認定基準については、控除区分の判定は介護度を優先し、障害区分の判定は日常生活自立度をC>B>III・IV・M>A>II>J>Iの順で優先する。